

| | |
|---|---|
| 第2回淡路市教育委員会 | |
| 日 時 | 令和6年2月16日（金）午後1時30分～ |
| 場 所 | 淡路市役所本庁舎2号館大会議室7 |
| 出席者 | <p>教育長：山本哲也</p> <p>教育委員：巖千里、西川玉土、田中道代、岸本伸明</p> <p>教育部長：神林俊勝、上宮一之</p> <p>教育部付部長（スポーツ振興担当）兼スポーツ推進課長：片平吉昭</p> <p>教育部次長兼総務課長：岡山正道</p> <p>教育部次長（兼津名図書館長）：福榮一雅（欠席）</p> <p>教育部社会教育課付課長（兼東浦図書館長）：済藤昌希</p> <p>教育部学校教育課長：吉岡幸広</p> <p>教育部社会教育課長：平本雅稔</p> <p>教育部学校教育課課長補佐：東根宏行</p> <p>学校教育課特命参事兼指導主事：谷健年、田渕一行</p> |
| <p>山本教育長</p> <p>それでは、会議に入る前にお諮りいたします。淡路市教育委員会会議規則第7条で会議はこれを公開するとなっておりますが、淡路市教育委員会会議規則第7条のただし書き及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により公開しないことができるとあります。</p> <p>本日の議事についてですが、報告第1号 教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件（1） 財産の取得の件（小学校教師用指導書）、（2） 令和5年度淡路市一般会計補正予算（第10号）、（3） 令和6年度淡路市一般会計予算は、淡路市教育委員会会議規則第7条第1項第4号教育予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件の規定により、非公開にすることが適切であると思われま</p> <p>議案第5号 淡路市いじめ問題調査委員会委員の委嘱の件は、淡路市教育委員会会議規則第7条第1項第2号 附属機関の委員の委嘱又は任命に関する事件の規定により、非公開にすることが適切であると思われま</p> <p>報告事項（1） 淡路市立学童保育施設の設置及び管理に関する条例（平成28年条例第3号）の一部を改正する条例制定の件、（2） 淡路市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件は、淡路市教育委員会会議規則第7条第1項第7号 前各号に掲げるもののほか、会議の公開が不相当である事件の規定により、非公開にすることが適切であると思われま。賛成の方は挙手願います。</p> | |

教育委員

(挙 手)

山本教育長

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

1. 開 会

岡山次長

ただいまから、令和6年第2回淡路市定例教育委員会を開催します。

なお、本日の委員会会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会にあたり山本教育長からご挨拶を頂きます。

2. あいさつ

山本教育長

(教育長あいさつ)

3. 教育長月間活動報告

岡山次長

ありがとうございました。それでは、山本教育長から月間活動報告をお願いします。

山本教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について何かご質問はございませんか。

西川委員

淡路市を語る講座の件ですけれども、こういう形で講座をしていただいて、私も子どもたちがずいぶんと前向きに市の事を、自分事のように考える態度になってきているなど感謝しております。

私は、地域で防災学習を子どもたちとすると、子どもたちの目線で、県道を歩いているときに木の枝があの高さがあって怖いとか、通学路と安全という面

で、至急、点検して、安全を確保する必要があるなど感じる場所があります。各学校でも、その通学路と子どもの安全という観点で点検していただいて、対策をとっていただきたいということを感じました。よろしくお願いします。

山本教育長

西川委員のおっしゃることについても、今後ともさらに進めてまいりたいと思っています。

4. 会議録署名員の指名について

岡山次長

次に本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。本日の会議録署名委員には、巖委員、田中委員をお願いいたします。

5. 前回会議録の承認について

岡山次長

次に、前回第1回の定例会の会議録につきましては、2月8日に送付しております。前もって目を通していただいていると思いますが、何か訂正なりご意見がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

無いようですので、署名については、田中委員、岸本委員にそれぞれ後程お願いいたします。それでは、これからの議事については、山本教育長でお願いいたします。

6. 議事

山本教育長

ここであらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議案第4号 淡路市学校運営協議会規則の制定の件について、事務局より提案説明してください。

吉岡課長

それでは、議案第4号 淡路市学校運営協議会規則の制定の件について説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5には、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。とされています。

本市においても、地域と共にある学校、学校を核とした豊かな地域づくりの理念を実現するため、学校運営協議会を設置する学校、コミュニティ・スクールを推進してまいります。

令和6年度より、北淡小学校において、コミュニティ・スクール・モデル校として学校運営協議会を設置するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、淡路市学校運営協議会規則を定めるものです。

施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

西川委員

運営協議会について、既にモデル校も決まって徐々に始まっているという形ですけれども、モデル校をどんな観点で選定されたのかということと、それに基づいて、今後、どういう取り組みをして他の学校に広めていくのかというところを説明してください。

吉岡課長

コミュニティスクールを推進していくにあたり、北淡地区というのは、7つの小学校が1つになった学校であり、既存のPTAであったり、校区であったり、それから、老人会であったり、そういったような、地域団体が、一度学校それぞれ、旧小学校とのつながりを一度解いて、そして新たな北淡小学校1校とのつながりを模索していく段階にあると思います。ここでやはり何か行政として支援をしながら、学校としても地域の中にある学校、それから、地域も、旧地区ではなく、一つの北淡としての地域と学校との繋がりを再度考える機会として、学校運営協議会が適している。むしろ学校運営協議会しかできないことであろうというところで、その地域を選定したところでござ

います。それで、他の学校への、広げ方ですけども、既に、地域と学校が密接に結びついて順調に円滑に学校運営がなされている地域との関わりがなされているところもございます。そこに看板を付け替えるようなことはせず、地域と学校との課題を学校自身が考えているところ、そういったところをやはり、学校の意見を聞きながら進めていきたい。今年度に関しましても、各学校に意見を聞いております。コミュニティスクールを進めることに興味を持っているという学校長の意見がございます。教育委員会主催でコミュニティスクールとは、というところを文科省のコミュニティスクールマイスターを招いて研修を行いました。そうすることで、先生方の中にもコミュニティスクールに対する理解が一定深まりまして、興味を持つようになったと考えております。来年度以降も、モデル校を進めるにあたって北淡小学校での研修であったり、その他の研修であったり、その時にその他の学校に門戸を広げて募集して共に学んでいくというような、方法を取っていきたいと考えております。以上です。

山本教育長

採決に移ります。議案第4号 淡路市学校運営協議会規則の制定の件について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。

それでは、これより非公開（審議）とします。

報告第1号 教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件
(1) 財産の取得の件（小学校教師用指導書）について、事務局より提案説明してください。

吉岡課長

(説明)

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

採決に移ります。報告第1号 教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件（1）財産の取得の件（小学校教師用指導書）について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

（全員挙手）

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。次に、報告第1号 教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件（2）令和5年度淡路市一般会計補正予算（第11号）について、事務局から提案説明してください。

岡山次長

（説 明）

各委員

（質疑・意見交換）

山本教育長

採決に移ります。報告第1号 教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件（2）令和5年度淡路市一般会計補正予算（第11号）について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

（全員挙手）

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。次に、教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件（3）令和6年度淡路市一般会計予算について、事務局から提案説明してください。

各課長

（説 明）

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

採決に移ります。報告第1号 教育に関する条例制定等議案に係る意見聴取についての件(3) 令和6年度淡路市一般会計予算について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。次に、議案第5号 淡路市いじめ問題調査委員会委員の委嘱の件について、事務局より提案説明してください。

吉岡課長

(説明)

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

採決に移ります。議案第5号 淡路市いじめ問題調査委員会委員の委嘱の件について、提案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

山本教育長

全員挙手です。よって原案のとおり承認されました。以上で予定しておりました議事については、終了いたしました。

7. 報告事項

山本教育長

それでは、続いて、報告事項(1) 淡路市立学童保育施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明してください。

平本課長

(説明)

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

それでは、続いて、報告事項（１）淡路市立学童保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明してください。

平本課長

(説明)

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

各委員

(質疑・意見交換)

山本教育長

次に（２）淡路市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件について、説明してください。

平本課長

(説明)

山本教育長

事務局からの説明が終わりました。ご質問はございませんか。

各委員

(特になし)

山本教育長

無いようですので、報告事項については、終了しました。
それではこれからの進行については、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分についてご質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては3月22日(金)午後1時30分から淡路市役所本庁舎2号館大会議室4・5でよろしく申し上げます。それでは閉会のことばを巖教育長職務代理人をお願いいたします。

8. 閉 会

巖教育長職務代理人

(あいさつ)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。